

はじめに

新豊後高田市誕生から10年が経過しました。

これまで市民の皆様のご協力をいただきながら、定住人口の増加に直接結びつく施策を中心に、市を挙げて全力で取り組んでまいりました。その結果、人口の流入が流出を上回る“社会増”も達成いたしました。

これは、企業誘致をはじめ、住宅政策や移住者支援、子育て・教育環境の充実など、さまざまな取り組みの成果が表れたものと思っております。

障がい者福祉分野では、平成19年3月に前期計画を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。その間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、福祉ニーズが複雑多様化してきたことから、国においては障害者基本法の改正をはじめとしたいろいろな制度改正等が行われてきました。しかし、すべての人が安心して生活できるまちづくりを実現していくためには、まだまだ解決していかなければならない課題も多く残されています。これらの課題に対して、社会資源を有効に活用しながら、地域全体で取り組み、解決の道すじを見出していく必要があります。

このような観点に基づき、今後10年間の計画期間とした「豊後高田市障がい者基本計画」を改訂しました。

本計画は、前期計画から引き継いだ基本理念である“障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現”を目指すものです。

市民の皆様におかれましては、ともに支え合い、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、熱心にご議論いただきました豊後高田市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、計画の策定にあたり貴重なご意見や多大なご協力をいただいた皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成28年3月

豊後高田市長 永松博文



目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間.....	1
3. 計画の背景.....	2
4. 計画の位置づけ	6
5. 障がい者基本計画と障がい福祉計画.....	6
6. 計画の策定体制	7
7. 計画の推進体制	7
第2節 計画の概要	8
1. 基本理念.....	8
2. 施策の重点目標	8
3. 施策体系.....	9
第2章 障がい者福祉の状況	10
第1節 豊後高田市の人口	10
1. 豊後高田市の男女別人口・世帯数.....	10
第2節 豊後高田市の障がいのある人の状況	11
1. 身体障がい者	11
2. 知的障がい者	11
3. 精神障がい者	12
4. 指定難病患者	12
第3節 豊後高田市の障がい福祉に関するサービスの状況	13
1. 障がい者福祉サービス.....	13
2. 地域生活支援事業	14
第3章 各論	15
第1節 障がい者の権利・理解の促進.....	15
1. 権利の理解・周知の徹底	15
2. 虐待・差別の防止	17
第2節 地域生活支援の充実	18
1. 相談・福祉サービスの向上	18
2. 施設・医療体制の整備	21
3. 地域生活移行のための支援・交流の促進	24

第3節 保育・療育・教育体制の整備	26
1. 保育・療育・教育の充実	26
2. 居場所づくり・相談支援の充実	27
第4節 雇用促進と就労環境の向上	29
1. 就労支援の充実	29
2. 連携強化の促進	31
第5節 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進	33
1. 余暇時間の充実	33
2. 余暇時間を充実させるための各種支援	35
第6節 福祉体制が充実したまちづくり	37
1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	37
2. 防災・防犯対策の推進	40

付属資料43

1 アンケート調査結果	45
2 豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱	81
3 平成27年度 豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿	82
4 用語解説	83

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、各市町村においては、障がい者施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられるようになり、本市では、これに呼応する形で障がい者が地域で自立し、生きがいをもった生活を営めるよう各種の福祉サービスをとおして支援してきました。また、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることを目指して、平成11年3月策定の「豊後高田市障がい者福祉計画」をはじめとし、平成19年3月には、10年間（平成18～27年度）を計画期間とした「豊後高田市障がい者基本計画」（以下「前計画」という。）を策定して、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、社会環境やライフスタイルの変化により、障がい者のニーズも多様化していることから、障がいの有無にかかわらず、すべての人が共生する社会の実現を目指していくことが必要です。

また、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」（4月）が施行され、さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」（6月）が制定されました。このような制度改革や法改正の動きに合わせ、今後数年間のうちに障がい者施策の転機となる法律の施行や、制度の検討などがなされるなか、引き続き障がい者施策の見直しも行われています。

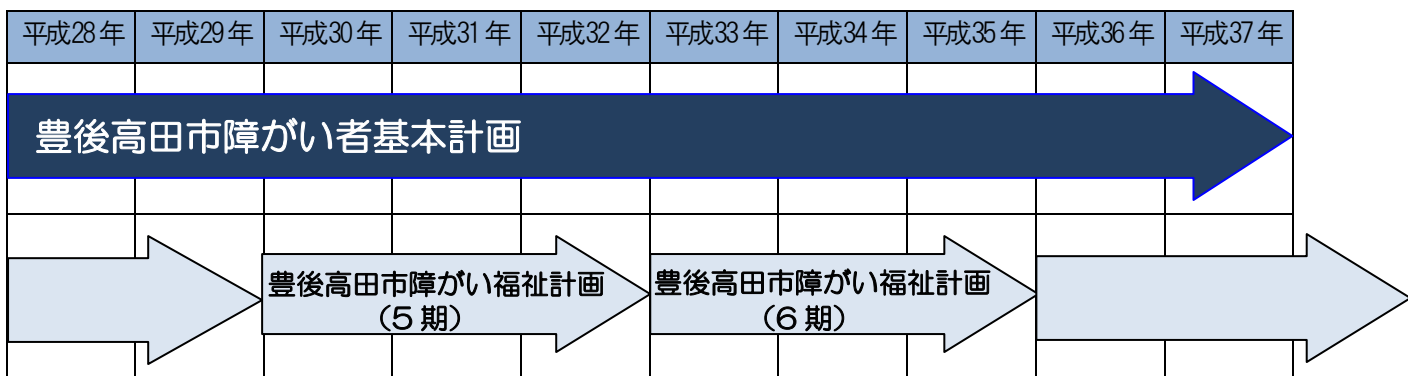
こうした国の制度改革を踏まえ、地域のなかで、障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現にむけ、さらに、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応できるよう、今後10年間の障がい者施策の方向性を示す新たな「豊後高田市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

2. 計画の期間

本計画の期間

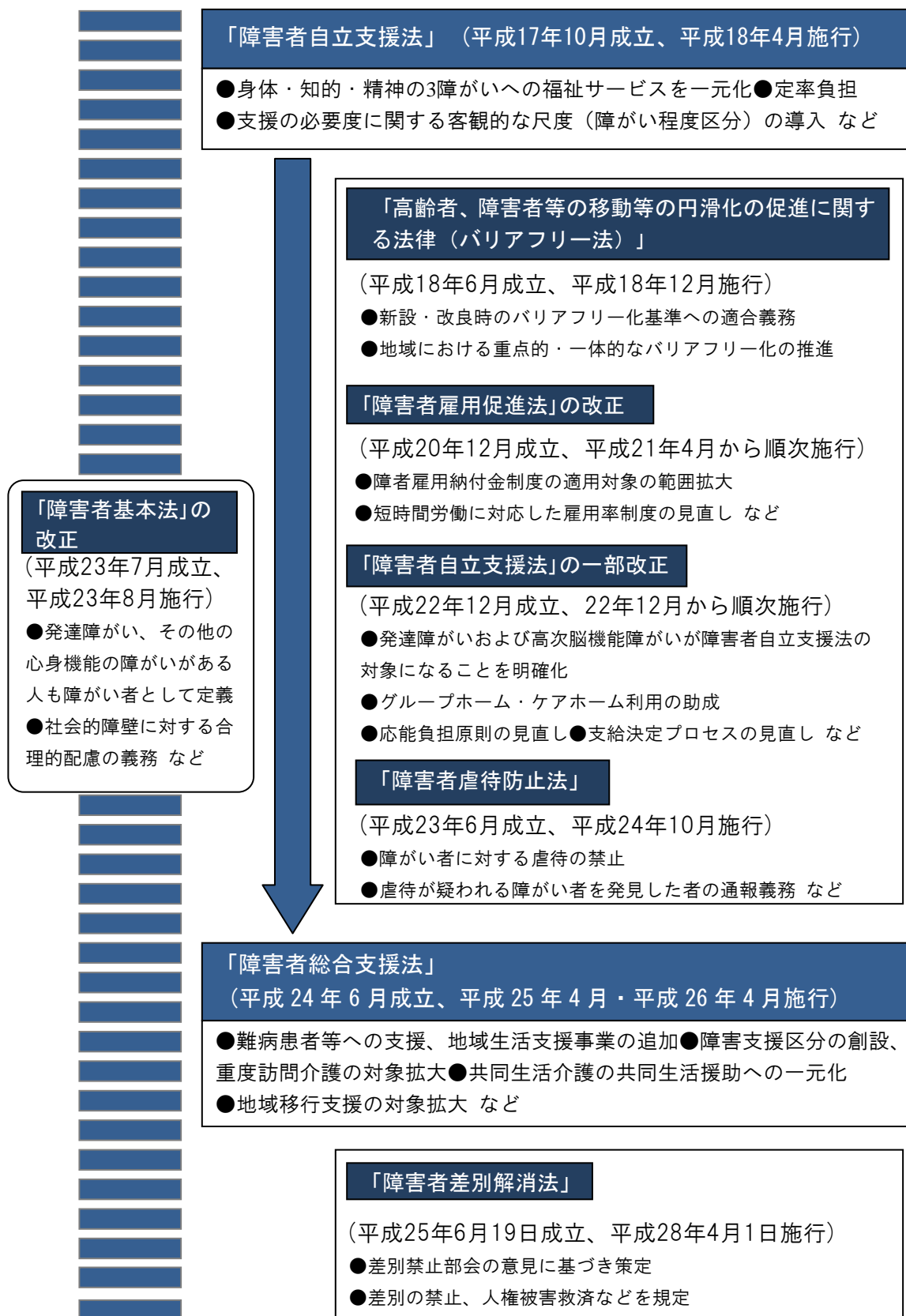
障がい者基本計画 平成28年度～平成37年度（10年間）

豊後高田市の障がい者施策の方向性を示す基本計画の期間は、長期的な視点に基づき推進していく必要から、平成28年度を初年度とした10ヵ年計画とします。



3. 計画の背景

国の制度改革等の流れ



障がい者施策に関する制度改正等

平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする本計画は、近年の社会状況や変化を踏まえ策定しています。そのため前計画から本計画までの期間で行われた「障害者基本法の改正」をはじめとした制度改正等を新たに組み込みます。

主な制度改正等の内容は以下のとおりです。

●国連による障害者権利条約採択

平成 18 年 12 月、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める障害者権利条約が、国連総会において採択されました。

●障害者自立支援法の改正・児童福祉法の改正

平成 22 年 10 月までに、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者の地域生活を支援するため、関係法律が整備されました。

このことにより、平成 24 年 4 月に施行された改正障害者自立支援法では、中心となる総合的な相談支援センターの設置、高額障がい福祉サービス費について、補装具費と合算するなどの利用者負担の見直しが行われました。

また、平成 24 年 4 月に施行された改正児童福祉法には、障がい児施設（通所・入所）の一元化、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、18 歳以上の障がい児施設入所者についての障がい者施策対応などの改正点がありました。

さらに、小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、児童福祉法の一部が改正され、平成 27 年 1 月から新制度が施行されました。従来の医療型児童発達支援にかかわる「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改正して区別します。（内容に変更はありません）

●障害者虐待防止法の制定

平成 23 年 6 月、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法という。）」が成立し、平成 24 年 10 月から施行されています。

障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどとしています。

●障害者基本法の改正

平成 23 年 7 月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行されました。改正された障害者基本法のうち、豊後高田市では特に以下の内容について計画に盛り込むことが重要であると考えています。

1 「目的規定の見直し」(第 1 条関係)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2 「障害者の定義の見直し」(第 2 条関係)

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁(障がいがある者にとって障壁となるような事物(利用しにくい建物や設備など)・制度(障がいを理由に法律等で制限されること)・慣行(習慣や文化など)・観念(障がいのある人に対する偏見・誤解・差別など)・その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3 「地域社会における共生等」(第 3 条関係)

全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること。

4 「差別の禁止」(第 4 条関係)

障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施にもなう負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

●障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正

平成 24 年 6 月に、これまでの「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。))となり、平成 25 年 4 月に施行されました。このことにより、法の目的として、「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されるとともに、「地域生活支援事業による支援」が「障害福祉サービスにかかわる給付」に加えられ、それらの支援を総合的に行うことになりました。

さらに、基本理念が創設され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもの」であること、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「障害者及び障害児が可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられる」こと、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと、「社会的障壁の除去」などが規定されました。

●障害者優先調達推進法の制定

平成 24 年 6 月、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。))が成立し、平成 25 年 4 月に施行されました。この法律により、国や地方公共団体などに障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課されています。

●障害者差別解消法の制定

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。))が制定され、一部施行されました。法律全体の施行は、平成 28 年 4 月に施行となりました。

この法律は、差別を解消するための措置を具体化するとともに、差別を解消するための支援に関する措置も明示し、障がいを理由とした差別の解消を目指しています。

●障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 6 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを盛り込み、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、平成 28 年 4 月に施行となりました。

●学校教育法施行令の改正

平成 25 年 8 月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成にむけたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（以下報告という。）」を踏まえて、学校教育法施行令の一部改正が行われ、同年 9 月から施行されました。この報告に基づき、障がいの状態のみならず、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意向等を踏まえた総合的な判断によって市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みが定められています。これをもって、市教育委員会、地方公共団体等は、関係機関と連携した早期からの一貫した支援体制づくりに努めます。

●第三次障害者基本計画の策定

国ではこれまで、障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を定めており、今回さらに、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第三次障害者基本計画が、平成 25 年 9 月に策定されました。障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消および権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の 3 つの施策分野が新設されています。

●障害者権利条約の批准

平成 25 年 6 月の障害者差別解消法の成立をもって、ひととおりの国内法整備の充実がなされたことから、同年 12 月国会において全会一致で障害者権利条約の締結が承認されました。平成 26 年 1 月に批准書を国連に寄託し、日本は 140 番目の締約国になりました。

近年の制度改正のほかに、現在も障害者基本計画の施策や事業、そして障がいのある方々の生活に大きくかわる法律については、以下のとおりです。

●発達障害者支援法の施行

発達障がいは、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されました。

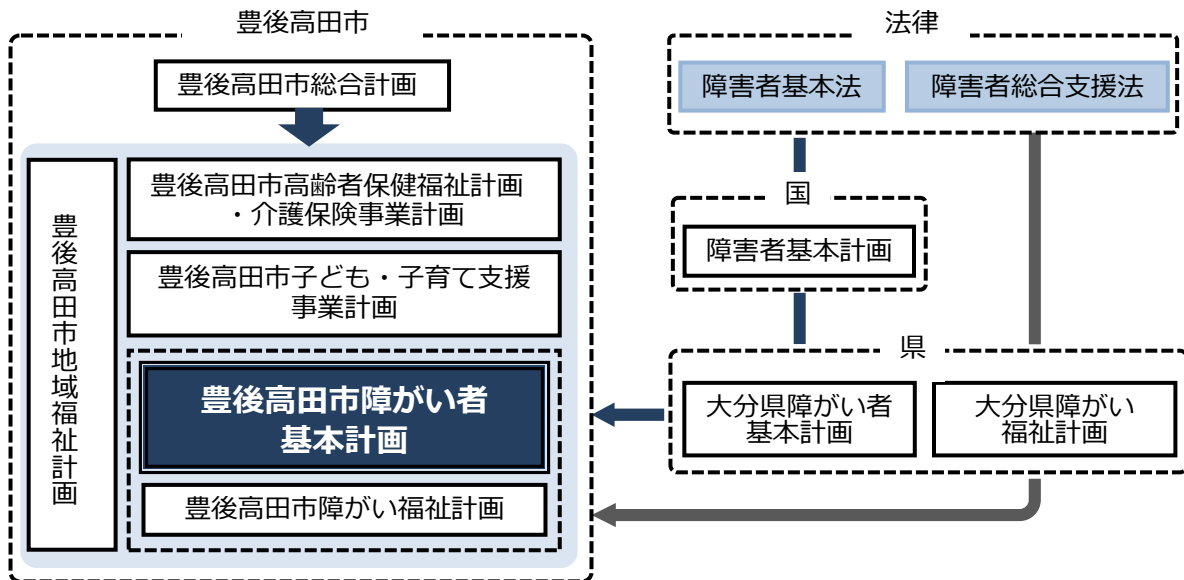
●バリアフリー新法の施行

「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）として一本化され、平成 18 年 12 月から施行されています。

4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、豊後高田市の障がい者施策にかかわる理念や基本的な方針を定め、障がい者施策の方向性を示すものです。

策定にあたっては、国および県の障がい者基本計画を踏まえるとともに、市政における最上位計画である「豊後高田市総合計画」をはじめ、他の関連する計画と整合を図ります。



5. 障がい者基本計画と障がい福祉計画

障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等については、障害者総合支援法第 88 条に基づく「豊後高田市障がい福祉計画」において示します。

障害者基本法	障害者総合支援法	
豊後高田市障がい者基本計画	豊後高田市障がい福祉計画	
啓発・広報		
生活支援（福祉）	○	○
保健・医療	○	
保育・療育・教育		
雇用・就業	○	○
文化・スポーツ・まちづくり		
生活環境		○
	自立支援給付	地域生活支援事業

6. 計画の策定体制

策定にあたっては、次の検討組織において、検討を進めました。

1. 地域自立支援協議会（策定委員会）による検討

学識経験者、当事者やその家族（団体を含む）をはじめ、保健・福祉・医療および教育・就業等の各分野の代表で構成する障がい者計画策定委員会において実質的な審議を行いました。

平成 27 年 8 月 21 日	第 1 回豊後高田市地域自立支援協議会開催 アンケート案・計画骨子案の内容協議
平成 27 年 9 月 25 日～29 日	第 1 回専門部会 計画骨子案の内容協議
平成 27 年 11 月 25 日～27 日	第 2 回専門部会 アンケート分析、計画素案概要協議
平成 27 年 12 月 17 日	第 2 回豊後高田市地域自立支援協議会開催 計画素案の内容協議
平成 28 年 2 月 9 日～15 日	第 3 回専門部会 計画書の内容協議
平成 28 年 2 月 19 日	第 3 回豊後高田市地域自立支援協議会開催 計画書の内容協議

2. 庁内連携による検討

本計画の各施策や事業について、計画策定後に施策や事業が滞りなく推進していくために、庁内の関係各課と連携し、相互に内容を熟慮しました。

3. 市民意見・ニーズの把握と反映

平成 27 年 9 月から 10 月 2 日にかけて、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援受給者証をもつ障がい者（児）を対象（計 556 名）とした「豊後高田市障がい者計画策定のための障がい福祉サービスに関するアンケート」を実施し、障がいのある方々とその家族からの幅広い意見を収集しました。そこで寄せられた結果や意見については、本計画の審議段階に活用し、計画に反映させています。

4. パブリックコメントの実施

平成 28 年 1 月 15 日から 29 日にかけて市民を対象とした意見公募（パブリックコメント）を実施し、本計画策定段階から市民に内容を公開し、幅広く意見を求めました。

7. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、次の体制において、推進していきます。

1. 計画策定後の円滑な検証にむけた体制

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制として、平成 27 年度に「地域生活支援部会」、「就労部会」、「こども部会」の 3 つの専門部会を設けました。地域自立支援協議会および同部会において的確に進行管理を行っていきます。

2. 多岐にわたる分野にもれなく取り組むための庁内連携

この計画に基づく施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境等多くの分野にまたがっているため、障がいのニーズに応じたきめ細かで一貫したサービスが提供できるよう、関係部署・機関が連携し、総合的に取り組みます。

3. 市民意見・ニーズの把握と反映

平成 28 年度以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに、市民ニーズの把握に努めることとします。

第2節 計画の概要

1. 基本理念

**障がいのある人もない人も
すべての人が、ごく自然に社会づくりに
参加できる平等な地域社会の実現**

近年、少子高齢化、人口減少化によって障がい者を取り巻く社会環境はさまざまに変化しており、福祉ニーズの複雑多様化が進んでいます。このようななか、適切な支援・サポートが行きわたる地域を目指していきます。そのためには、ともに支え合い暮らしていく豊かな心を地域全体で育む必要があります。また、自立と地域生活移行を促す支援を行い、すべての人が安心して生活できるまちづくりを目指します。そして、すべての人に対する差別をなくし、地域住民の誰もが積極的に社会に参加できる体制にしていきます。

本計画では、障害者基本法の理念であるノーマライゼーションの精神のもとに、平成19年3月策定の「豊後高田市障がい者計画」の基本理念である“障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現”を引き継ぐものとします。

2. 施策の重点目標

① 状況に合わせた適切なサポートへの取り組み

住み慣れた地域で暮らしていくために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。自立した生活をするために、雇用や生活環境の改善に努め、地域移行支援を推進します。日々の生活において、働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現する機会となり、生きがいにもつながります。ハローワークや一般企業との連携を強化し、適性に応じた新たな仕事を開拓していきます。また、その人の年齢や性別、障がいの状況や生活環境に合わせた適切な医療や福祉サービス等を提供し、地域で長く安心して暮らせる環境を目指します。

② 豊かな福祉社会づくり人づくりへの取り組み

子育て、教育の環境における支援を必要とする子どもとその家族への配慮ある福祉社会づくりの整備を図ります。障がい者の権利に関する条約にある「インクルーシブ教育システム」を理念とし、ともに学ぶ場や環境を増やすなど、子どもの頃から人の多様な個性について理解と認識を深める機会を提供できるよう努めます。また、発達障がい等の早期発見のために、母子保健計画に沿った適切な専門的対応や子どもの居場所づくり、保護者等への育児相談等の支援体制を整備し、誰もがともに生きていけるための豊かな福祉社会を目指します。

③ 地域で支え合う安全なまちづくりへの取り組み

バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、すべての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指します。市内の公共施設等のハード面での整備に加え、情報提供面でも障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進を図ります。また、こころのユニバーサルデザインを目的としたコミュニケーションの場づくりや機会の提供等、ソフト面の取り組みを進め、地域住民同士で協力し、支え合える真に豊かなまちづくりを目指します。

④ 誰もが差別のない安心して暮らせる社会づくりの取り組み

障害者権利条約の批准にともない、虐待や差別を受けないための周囲の理解と、ともに暮らしていくための調和をもった人々を育て、誰もが過ごしやすい社会づくりを目指します。これまで活発に社会活動に参加するための障壁となっていたものを取り除き、誰もが積極的にかかわることができる環境を整えます。

3. 施策体系

計画策定の背景および本市における現状等を踏まえ、本計画においては以下のとおり基本理念に基づいた基本計画を設定し、施策の方向を体系化しました。そして、本計画の施策の方向をもとに、「豊後高田市障がい福祉計画」において各事業を推進していきます。

